

那須塩原市  
介護予防・日常生活支援総合事業

～訪問型・通所型サービスB  
訪問型サービスDの手引き～

那須塩原市高齢福祉課

## 目 次

1	訪問型・通所型サービスB、訪問型サービスDとは…	3
2	サービスの目的…	3
3	補助の対象となる人…	3
4	サービスの内容について…	4
5	サービス提供団体の要件…	6
6	補助金額・補助対象経費…	9
7	毎年度行う手続き等について…	10
8	記載例…	12

## 1 訪問型・通所型サービスB、訪問型サービスDとは

地域の住民や事業所等が主体となって、要支援認定者等の方の自宅や集いの場等において、生活援助や送迎等のサービスを提供する活動で、介護保険制度におけるサービスの一つになります。

## 2 サービスの目的

住民ボランティアや特定非営利法人等の地域住民等が主体となり、地域課題やニーズ等の実情に応じたサービスを提供することで、高齢者の自立した生活環境の維持又は向上を図るとともに、高齢者自らも住民主体サービスの提供者として活動することで介護予防を推進し、地域主体による自立・互助の充実を図ります。

## 3 補助の対象となる人

- ①要支援1・2の認定を受けた方
- ②総合事業対象者
- ③継続利用要介護者（すでにサービスを利用しており、要介護1以上に変更になった方）
- ④70歳以上の高齢者

※上記以外の方が、団体が提供するサービスを利用していただいても問題ありませんが、補助対象外となります。

## 4 サービスの内容等について

### (1) サービス内容

サービス内容は、介護予防を目的とした多様な生活支援等であることを前提とし、地域の課題やニーズを踏まえ、サービス提供団体が決定します。

下記はサービス内容の主な例になります。高齢者の自立した生活環境の維持又は向上につながる生活支援であれば対象となりますので、検討の際はご相談ください。

訪問型サービスB	掃除、洗濯（物干し、取り入れ等）、ベッドメイク（シーツ交換、布団カバーの交換等）、衣類の整理、被服の補修、一般的な調理・配膳等、日用品の買物代行、薬の受取、草取り・草木の水やり・庭の手入れ等、ペットの散歩や世話、家具の移動や模様替え、大掃除・窓のガラス磨き、蜜内外の修理・ペンキ塗り、書類等の代読、電子機器の操作、傾聴・散歩付添い、買物・通院等外出付添い
通所型サービスB	住民が気軽に通える通いの場の運営 （介護予防体操やレクリエーション等）
訪問型サービスD	買物・通院等の送迎（送迎前後の生活支援を含む）、他の団体が行っている通いの場への送迎

### (2) サービスの提供回数・時間について

サービスの提供団体は、地域包括支援センターの担当者等が作成したケアプランに基づいて、サービスを提供します。ケアプランに記載のないサービスは提供できません。（要介護、要支援認定等を受けていない70歳以上の高齢者の方等は、ケアプランなしで利用できます。）

### (3) 注意点

- ①入浴介助、排泄介助等の直接身体に触れて支援するサービスを行うことはできません。
- ②サービス提供団体の従事者が運転者となり、自家用車やレンタカー等を活用して買物支援や医療受診支援等を提供する場合は、道路運送法（昭和26年法律第183号）及び平成30年3月30日国土交通省通達等の関連通知「道路運送法における許可又は登録を要しない運送に関するガイドラインについて（令和6年3月1日付け国自旅等359号）」の範囲でのみ運用できるものとします。

なお、送迎サービスの対価としてお金を受け取ること（いわゆる白タク行為）はできません。

#### 【道路運送法における許可又は登録を要しない運送に関するガイドライン】

○訪問型サービスの一環として行う運送について、以下の場合は、  
道路運送法上の許可・登録は不要

- (1) 利用者から、当該運送に特定した反対給付がない場合
- (2) 利用者から、ガソリン代等の実費、  
並びにボランティアに対する謝礼のみ収受する場合

※実費…ガソリン代等の燃料費、有料道路通行料、駐車場代、移動サービス専用保険料、運送を行うために発生した車両借料

※謝礼…ボランティアへのお礼の気持ち程度のもの。謝礼の名を借りて、実質的には運賃を求める態様の場合等は謝礼とは認められない。

## 5 サービス提供団体の要件

<p>実施団体の要件</p>	<p>住民ボランティアや特定非営利活動法人等の地域住民が主体となり組織され、那須塩原市内に拠点を持ち、市内で活動を行っている3名以上で構成される団体。ただし、下記項目を1つでも満たさない場合は実施団体とは認められません。</p> <p>(1) 当該事業において他の公的制度による補助金、交付を受けていないこと。</p> <p>(2) 営利又は宗教活動を目的としないこと</p> <p>(3) 構成員に、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又はこれらと密接な関係を有している者がいないこと。</p>
<p>実施団体の 遵守事項</p>	<p>(1) 秘密保持</p> <p>サービスに従事する方が知り得た利用者やその家族等関係者の個人情報や秘密を他に漏らすことが無いように対策してください。</p> <p>また、本事業から退いた後も同様です。</p> <p>(2) 衛生及び健康管理</p> <p>サービスに従事する方が感染源になることや、自身の感染を防ぐため、手洗い、うがい等を行い、マスク、消毒用品、手袋等を備えるなどの対策をこうじてください。</p> <p>(3) 事故発生時における対応</p> <p>サービス提供中に事故が発生したときは、市及び利用者の家族、地域包括支援センター等のケアプラン作成者、その他の関係機関に連絡し、サービス提供団体の責務において、必要な措置を講じてください。</p> <p>また、事故発生時の状況や対応方法について記</p>

	<p>録し、市へ文書で報告してください。当該記録は事実が発生した日の属する年度が終了した日から5年間保存してください。</p> <p>(4) 関係機関との連携</p> <p>サービス提供時に利用者、利用者において心身の状態に変化があった場合、長期間サービスの利用がない場合のほか、サービス利用の終了について利用者から相談があった場合は、ケアプランを作成した地域包括支援センターや居宅介護支援事業所に連絡してください。</p> <p>(5) 従事者の資質向上</p> <p>従事者が高齢者の特性を理解し安全にサービスを提供できるよう、市が実施する介護予防サポーター養成講座を受講してください。</p> <p>また、従事者が研修を受講した場合や、その内容について団体内で周知を行った場合は、研修内容、日時、参加者名等を記録し、当該記録は事実が発生した日の属する年度が終了した日から5年間保存してください。</p>
<p>交付の取消について</p>	<p>次に該当する場合、市は、本事業における補助金交付を取り消す場合があります。</p> <p>(1) 市と一定期間(1か月程度)連絡が取れない等、団体の活動の実態がないと認められる場合。</p> <p>(2) 実施団体の要件を満たさなくなると認められる場合。</p> <p>(3) 適切なサービス提供が行われていないと認められる場合。</p>

その他注意事項	<p>(1) 利用料について 利用料を設定する場合は、ボランティアにふさわしい範囲内で金額を定め、利用者へ説明し、利用者から直接徴収してください。</p> <p>(2) サービス担当者会議等について サービスを開始する前に、地域包括支援センターや居宅介護事業所が行うサービス担当者会議や、ケアプランの更新時に行われるモニタリング等への参加を求められた場合は、参加してください。</p> <p>(3) 苦情の受付について サービスについて苦情を受け付けた場合、苦情の内容等について記録してください。</p> <p>(4) 実績報告について 月別利用報告書（様式第3号）に、月ごとのサービス実施状況を記録し、市からの求めがあった場合に提出してください。</p>
---------	--

## 6 補助金額・補助対象経費

- (1) 補助対象期間 補助金交付決定日から各年度末（3月31日）まで
- (2) 補助金額 1団体の補助額上限18万円（利用登録者が10名未満）  
30万円（利用登録者が10名以上）
- (3) 補助対象経費

人件費	サービス利用調整に関わるものに限る
報償費	講師への謝礼、ボランティア団体等の活動に要する謝礼
消耗品費	事業の実施に必要な消耗品購入費
燃料費	訪問型サービスに要する燃料費、通所型サービスの送迎に要する燃料費
印刷製本費	チラシ、ポスター又は資料の印刷費
修繕料	物品の修繕料
通信運搬費	郵便料、電話料又は運搬料
保険料	損害保険料
使用料及び賃借料	会場使用料、物品使用料

※補助金交付決定前の支出は、補助対象経費として認められません。

※上記のうち、サービス提供に関係のある費用のみ補助対象となります。

※以下の内容は補助対象にはなりませんので、ご注意ください。

- (1) 飲食等に係る食糧費
- (2) 施設の大規模修繕に係る工事費
- (3) 特定の個人が所有し、又は占有する物品の購入に要する経費
- (4) 本市及び他団体から別途補助金等の交付を受けているもの

## 7 毎年度行う手続き等について

各書類は、高齢福祉課地域支援係へ持参、郵送又はメールで提出してください。

### (1) 事業開始前の手続き等

#### ① 補助金交付申請

提出する書類は次のとおりです。

1	補助金交付申請書	規則様式第1号(第4条関係)
2	補助金交付概要書	規則様式第2号(第4条関係)
3	事業計画書	要綱様式第1号(第7条関係)
4	事業収支予算書	要綱様式第2号(第7条、第8条関係)
5	活動内容が分かる書類 (チラシ等)	—
6	団体の会則又は規約	—

※規則…那須塩原市補助金交付規則

※要綱…那須塩原市訪問型・通所型サービス事業費補助金交付要綱

#### 【注意点】

書類が揃っていない場合、審査の対象外となる場合があります。なお、提出書類は審査の結果に関わらず返却しません。審査にあたり内容等を照会する場合がありますので、必ず控えを保管してください。

#### ② 審査

補助金申請から1週間～1か月程度で審査を行い、結果を通知します。

## (2) 事業完了時の手続き等

### ① 実績報告

提出する書類は次のとおりです。

1	補助金実績報告書	規則様式第8号（第12条関係）
2	月別利用報告書	要綱様式第2号（第8条関係）
3	事業収支決算書	要綱様式第2号（第7条、第8条関係）
4	補助金に係る帳簿、領収書等	—

※規則…那須塩原市補助金交付規則

※要綱…那須塩原市訪問型・通所型サービス事業費補助金交付要綱

#### 【注意点】

事業が完了した日の属する年度の3月31日までに、上記の書類を作成し、市に提出してください。また、書類は事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存してください。

#### ※領収書等の提出方法、注意点

- 領収書の宛名は、正式な団体名で記入してください。  
（個人名や「上様」などは不可）
- 領収書等には購入した物品等の内容が分かるよう具体的な品目・個数・金額を記入してください。（「お品代」などは不可）

### ② 審査・補助金額の確定

実績報告から2週間程度で審査を行い、交付額を確定します。

### ③ 補助金の振込

確定した補助金額を、市から団体宛てに振り込みます。

提出した書類の記載事項に虚偽があったときや交付決定時に付した条件に違反したときは、補助金の全部又は一部を返還していただく場合があります。

様式第1号（第4条関係）

【記入例】

令和〇年〇月〇日

那須塩原市長 様

申請者住所 那須塩原市〇〇〇 〇〇-〇〇

氏名又は名称及び代表者氏名 〇〇〇〇の会 代表 〇〇〇〇 印

令和〇年度那須塩原市訪問型・通所型サービス事業費補助金交付申請書

訪問型・通所型サービス事業に要する費用について、補助金の交付を受けたいので那須塩原市補助金交付規則第4条の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請します。

- 1 申請金額 120,000円
- 2 関係書類
  - (1) 補助金交付概要書
  - (2) 事業計画書
  - (3) 収支予算書
  - (4) その他

## 補助金交付概要書

令和〇年〇月〇日提出

申請団体等の名称	〇〇〇の会				
代表者名	〇〇 〇〇	構成人員	〇〇人		
事務所の所在地	那須塩原市〇〇〇 〇〇—〇〇				
担当者の職・氏名	〇〇 〇〇	電話番号	〇〇—〇〇〇〇		
団体等の設立目的	(団体の設立年月 平成〇〇年〇月〇日設立 )				
団体等の主な事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 互助活動（買物代行、通院等の付添い）</li> <li>・ 会員の見守り活動</li> <li>・ 研修、啓発活動</li> <li>・ 相談や専門機関への紹介</li> </ul>				
補助金の名称	令和〇年度度訪問型・通所型サービス事業費補助金				
補助金申請額	120,000円				
補助金の交付期間	令和〇年度 ～ 令和〇年度 [当該年度交付〇年目]				
補助金の必要性	会員相互の親睦を図るための行事開催、団体として共同活動を通し社会の発展に寄与する事業を行うにあたり、会費だけでは賄えないため				
補助金の使途 (支出充当状況)	ボランティア活動の謝礼、印刷費、消耗品購入費、車借用代・ガソリン代、研修費、車両保険料等				
収入予算の状況	(単位：円)				
	費目	〇年度予算	前年度予算	比較	費用説明
	負担金	96,000			会費
	国庫補助金				
	市補助金	120,000			市補助金
	繰越金				
	諸収入	1,000			利子
	その他				
	収入合計	217,000			
(市補助金の占める割合55.3%)					

（表）  
事業計画書

記載例

令和●年●●月●●日

■事業の概要（訪問型サービスB 訪問型サービスD 通所型サービスB）

申請団体	団体名 ●●●●●●●● 代表者名 那塩 太郎 市内活動拠点所在地 那須塩原市共墾社108番地2
実施（予定）場所	場所 黒磯エリア 住所
実施（予定）日時	<input type="checkbox"/> 毎週（ ）曜日 <input checked="" type="checkbox"/> その他（通年（12月29日～1月3日を除く）） 8時 00分 ～ 17時 00分
従事者（予定）人数	3 人
利用者（予定）人数	8 人
活動内容	黒磯エリアに住む一人暮らし高齢者向けに、買い物 や通院時の送迎を実施する。
事業担当者	氏名 那塩 太郎 電話 0287-●●-●●●●●●

(裏)

■従事者名簿

氏名	住所	介護予防サポーター 養成講座受講有無
那塩 太郎	那須塩原市共墾社108-2	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
那塩 花子	那須塩原市共墾社108-2	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
黒磯 二郎	那須塩原市上厚崎1-1	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無

■利用者名簿

氏名	住所	送迎の有無
●● ●●	那須塩原市●●1	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
●● ●●	那須塩原市●●2	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
●● ●●	那須塩原市●●3	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
●● ●●	那須塩原市●●4	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
●● ●●	那須塩原市●●5	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
●● ●●	那須塩原市●●6	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
●● ●●	那須塩原市●●7	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
●● ●●	那須塩原市●●8	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無

※要支援1・2の方、事業対象者を含む全ての利用者を記載してください。

様式第2号（第7条、第8条関係）

記載例

事業収支予算（決算）書

令和●●年●●月●●日

申請団体名 ●●●●●●

【収入】 単位（円）

費目	予算（決算）額	内訳
会費	96,000	1,000円×12月×8名
市補助金	120,000	
雑収入	1,000	預金利子等
合計	217,000	

【支出】 単位（円）

区分	費目	予算（決算）額	内訳
補助対象経費	報償費	36,000	ボランティア謝礼 3名×1,000円×12月
	消耗品費	20,000	事務用品、消耗品
	燃料費	90,000	車両燃料費 30,000円×3台
	保険料	55,000	ボランティア保険、車両任意保険
	印刷製本費	16,000	チラシ印刷代
	小計	217,000	
補助対象外経費			
	小計		
合計	217,000		

【記入例】

様式第8号（第12条関係）

令和〇年〇月〇日

那須塩原市長 様

申請者住所 那須塩原市〇〇〇 〇〇—〇〇

氏名又は名称及び代表者氏名 〇〇〇〇の会  
代表 〇〇 〇〇 印

令和〇年度訪問型・通所型サービス事業費補助金実績報告書

訪問型・通所型サービス事業に要する事業について、補助金の交付を受けたいので、那須塩原市補助金交付規則第12条の規定により、関係書類を添えて報告いたします。

記

1. 補助金額 120,000円

2. 関係書類

(1) 令和7年度事業実績書

(2) 令和7年度収支決算書

(3) その他

月別事業報告書

記載例

団体名 ●●●●●●●●  
 代表者名 ●● ●●●●  
 連絡先(電話)0287-●●-●●●●●●

令和●年●月分

(訪問型サービスB 訪問型サービスD 通所型サービスB)

利用者名	利用回数	主な支援内容	従事者名
●● ●●	3	買い物、通院の送迎	那塩 太郎
●● ●●	3	買い物、通院の送迎	那塩 花子
●● ●●	4	通院、生きがいサロンへの送迎	黒磯 二郎
●● ●●	2	買い物、生きがいサロンへの送迎	那塩 太郎
合計	12		